

## 豊川市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

### (趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市における住宅・宅地政策の今後の指針となる計画（以下「豊川市住宅マスタープラン」という。）を策定するにあたり、策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、豊川市住宅マスタープランの策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市住宅マスタープラン作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、庁内関係部署の職員をもって構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、建設部建築課主幹をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、建設部建築課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

## 豊川市住宅マスタープラン策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属	区分
委員	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授	学識経験者
	葛谷 潔昭	豊橋創造大学短期大学部 幼児教育・保育科准教授	学識経験者
	荻野 祐子	愛知建築士会 豊川支部 (奏建築事務所)	各種団体
	柿野 美智代	豊川市商工会議所 女性会代表 (中部産業有限会社)	各種団体
	柘植 仁美	豊川市社会福祉協議会 障害福祉課長	各種団体
	星野 良博	豊川建設業協会 (株式会社星野工務店)	各種団体
	山本 明宏	愛知県宅地建物取引業協会 東三河支部 (不動産山昇)	各種団体
	尾崎 幸弘		公募市民
	上野 友紀恵	(介護福祉士、福祉住環境コーディネーター)	市長が必要と認める者
		豊川市 企画部長	行政
		豊川市 都市整備部長	行政
		豊川市 建設部長	行政

豊川市住宅マスタープラン作業部会部員名簿（案）

	氏名	所属	区分
部会長		建設部 建築課主幹	
1		危機管理課	
2		企画部 企画政策課	
3		福祉部 地域福祉課	
4		子ども健康部 子育て支援課	
5		市民部 人権生活安全課	
6		産業環境部 環境課	
7		建設部 建築課	
8		都市整備部 都市計画課	
9			

		建設部 次長	事務局
		建設部建築課 課長補佐	事務局
		建設部建築課 住宅政策係 係長	事務局
		建設部建築課 住宅政策係 主任	事務局